新2号等：私立共通

保護者のみなさんへ

京田辺市保育幼稚園課長

預かり保育事業施設等利用費の請求について

平素は、本市教育行政にご理解・ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、幼児教育・保育無償化の実施に伴う、預かり保育利用料の無償化については、利用施設に一旦利用料を支払後、本市に払い戻しの請求を行う償還払い形式での実施となります。

つきましては、下記のとおり手続きを行ってください。

記

1.提出書類

①施設等利用費請求書（償還払い用）

②園から発行される「特定子ども・子育て支援提供証明書兼領収書」（請求する月のもの）

※利用費の償還は３か月分ごとに行います。

※①は市ＨＰリンク「京たなべ de 子育て」よりダウンロードの上、印刷して使用してください。インターネット環境が無い等の場合は在籍園もしくは下記問合せ先でお受けとりください。

2.提出締切り

- ４月～　６月利用分：令和８年　７月１０日(金)
- ７月～　９月利用分：令和８年１０月　９日(金)
- １０月～１２月利用分：令和９年　１月　８日(金)
- １月～　３月利用分：令和９年　４月１６日(金)

3.提出先

在園している幼稚園、認定こども園へ提出してください。

4.問合せ

京田辺市保育幼稚園課　℡０７７４－６３－１３１０

までご連絡ください。

これは幼稚園及び認定こども園（1号）の預かり保育料の補助に関する書類です。

預かり保育利用料無償化について

対　象　者

「保育の必要性の認定」を受けた３歳児から５歳児までの園児

※満３歳児は保育の必要性の認定を受け、かつ、市町村民税非課税世帯が対象

対象利用料

預かり保育の利用日数に応じて、最大１２，３００円(満３歳児は１７，７００円)まで。

※認定を受けた方は、一旦園に料金を支払い、その後、保護者からの請求に基づいて市から払い戻します。

※園が実施する預かり保育の日数・時間が一定の水準に満たない場合、別に認可外保育施設等の利用が無償化の対象となります。

※日額単価（４９０円）は令和８年１０月１日より改訂となっています。

令和８年９月３０日利用分までの日額単価は４５０円です。

＜払い戻し金額の算出方法＞

次のアとイを比較して低い方の金額が払い戻されます。

ア：預かり保育利用料として園に支払った額

イ：利用日数×４９０円(日額単価)として算出した額

事例１

預かり保育利用料を月額１５，０００円支払い、１か月間に２１日預かり保育を利用した場合

ア：１５，０００円

イ：２１日×４９０円＝１０，２９０円

⇒この月の払い戻し金額は１０，２９０円となります。

事例２

１か月間に日額４００円で１９日利用し、７，６００円を園に支払った場合

ア：７，６００円

イ：１９日×４９０円＝９，３１０円

⇒この月の払い戻し金額は７，６００円となります。

有効期間はご自身で確認してください。期間の延長を希望する場合は、認定が終了するまでに変更届及び該当する要件書類を提出してください。保育要件が変更となる場合は速やかに変更届及び該当する要件書類を提出してください。

不明な点がございましたら事前に本課まで問合せください。